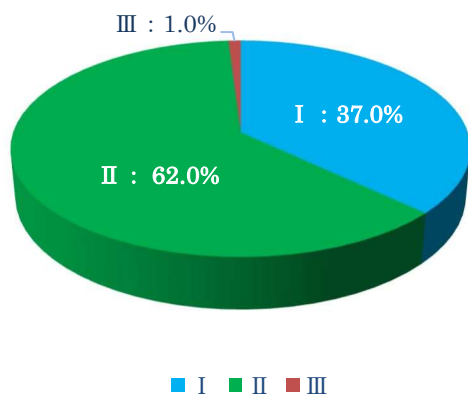


兵庫県相生市
橋 梁 点 検 結 果
(道路橋ごとの健全性の診断結果資料)

令和7年3月
相生市 建設農林部 都市整備課

1. 点検結果の状況

○相生市が管理する道路橋 264 橋は全て令和 5 年度までに点検を実施しました。点検の結果は下記のとおりです。



＜点検結果の損傷状況＞

- 区分Ⅰ：特に損傷はない
⇒約 37%
- 区分Ⅱ：損傷は小さいがある
⇒約 62%
- 区分Ⅲ：損傷があり補修が必要
⇒約 1%
- 区分Ⅳ：緊急に補修が必要
⇒ 0%

＜点検結果の概要＞

- ・緊急に補修が必要な橋梁はありませんでした。
- ・鋼橋では、診断判定区分がⅢの橋梁が 1 橋ありました。
- ・鋼橋の主な損傷内容は、経年的な腐食であり、破断や亀裂等、深刻な損傷は、確認されませんでした。
- ・コンクリート橋では、診断判定区分がⅢの橋梁はありませんでした。
- ・コンクリート橋の主な損傷内容は、ひびわれ、剥離・鉄筋露出であり、いずれも、重量制限等の通行規制が必要な損傷は、確認されませんでした。

損傷の事例



鋼桁に腐食が見られます



コンクリートの桁にひび割れが見られます。



支承に腐食が見られます



下部工に洗掘が見られます。

2. 健全性の診断区分の考え方

○健全性の判定の単位

道路橋は、機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であることから、必要な機能や安全性、耐久性を維持するために、下記の部材単位で判定しています。

主桁・横桁・床版・下部構造・支承・その他

○道路橋ごとの健全性の診断

道路橋ごとの健全性の診断は、上記の部材単位での判定をもとに、構造特性・環境条件・重要性等考慮し、専門家の意見等も踏まえ、総合的に判断を行っています。

定期点検結果 → 部材単位の健全性 → 道路橋ごとの健全性

○健全性の判定区分

道路橋の健全性の診断は、下記の判定区分により行っています。

区 分		状 態
損傷 小  損傷 大	I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

3. 健全性の判定区分と対策

○健全性の診断により、適切な対策を行います。

【健全性の判定区分と対策】

区 分		対 策 方 針	対 策 例
I	健 全	損傷は生じていない状態のため、特に対策は実施しません。	
II	予防保全段階	軽微な損傷がある状態のため、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から対策を行い、コストの縮減を図ります。	・防水層の設置 ・再塗装 等
III	早期措置段階	今後、構造物の機能や安全性に影響することが考えられる損傷がある状態のため、早期に対策を行い、機能と安全性を確保します。	・あて板補強 ・断面補修 等
IV	緊急措置段階	既に、構造物の機能や安全性に影響する損傷が生じている状態のため、緊急に対策を講じて、機能と安全を回復します。	・床版打替え ・架替え 等

※対策はあくまで目安であり、対策を実施する時期や内容については、各橋梁の重要度や構造等を考慮し、適切な時期と対策を長寿命化修繕計画において検討します。

4. 担当部署

○兵庫県 相生市 建設農林部 都市整備課

TEL：0791-23-7136